

第 4 6 号議案

亀岡市若木の家条例の制定について

亀岡市若木の家条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市若木の家条例

(目的)

第 1 条 この条例は、人間性豊かな青少年の育成及び市民の交流を推進するための木の宿泊施設（以下「施設」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 亀岡市若木の家

位 置 亀岡市下矢田町医王谷 2 5 番地の 1

(使用時間及び休業日)

第 3 条 施設の使用時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとし、宿泊室を使用する者は、午後 2 時から翌日の午前 1 0 時までとする。ただし、亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 施設の休業日は、1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、随時に開業又は休業することができる。

(使用の許可)

第 4 条 施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けな

なければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項又は内容を変更しようとする場合についても同様とする。

2 教育委員会は、前項の使用の許可をする場合において、施設の管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付けることができる。

（使用許可の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設その他附属物を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- (5) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 使用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく規則若しくは許可条件に違反したとき。
- (3) 災害その他不可抗力の事由により、施設の使用ができなくなったとき。
- (4) その他公用又は管理上の都合により、教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損害を生じることがあっても教育委員会は、その責めを負わない。

（使用料）

第7条 使用者は、別表第1に定める額を使用料として納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、施設の使用を終わったとき、又は第6条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、施設その他附属物を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 教育委員会は、施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 施設の管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）の定めるところによる。

3 施設の管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表第2に定めるとおりとする。

4 指定管理者が行う施設の管理の基準は、第3条から第6条までに定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第3条中「亀岡市教育委員会が必要と認める」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得た」と、第4条から第6条まで及び第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第 13 条 施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 7 条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。この場合において、第 7 条から第 9 条までの規定及び別表第 1 中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第 1 に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（委任）

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、使用料に関する規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に亀岡市立亀岡中学校若木の家管理規則（昭和 62 年亀岡市教育委員会規則第 5 号）第 5 条の規定により、教育委員会から許可を受けているものについては、条例第 4 条の規定により使用の許可を受けたものとみなす。

別表第1（第7条関係）

若木の家使用料

区 分		使用料
研修室兼食堂	1時間	100円
宿泊室	1人1泊	大人
		小人
		1,000円
		500円

備考

- 1 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校の児童又は生徒をいう。
- 2 1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- 3 市民以外の者が使用する場合の使用料は、2倍の額とする。

別表第2（第12条関係）

指定管理者に行わせる業務の範囲
1 施設の使用に関する付随業務（使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等）
2 施設及び設備の維持管理（軽微なものに限る。）に関する業務
3 その他施設の管理に関する業務で教育長が必要と認める業務

亀岡市若木の家条例案要綱

- 1 現行の亀岡市立亀岡中学校若木の家を学校教育施設から社会教育施設へ変更することに伴い、新たに使用料を設定し、受益者負担の適正化を図ること。
- 2 その他所要の規定を設けること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行すること。ただし、使用料に関する規定は、平成26年1月1日から施行すること。